

応用哲学会会則

付則 理事選挙規程

- 1 選挙は会員による無記名投票をもって行う。
- 2 投票は学会事務局が作成した投票用紙等によって行う。
- 3 20名以内連記とする。20名をこえて記入したものは無効とする。
- 4 正会員1名以上、学生会員1名以上に必ず投票するものとする。正会員ないし学生会員への投票がないものは無効とする。
- 5 開票は会長から委嘱された会員若干名の立会いの下で事務局が行う。
- 6 最下位当選者が複数となり、理事当選者が20名を超える場合には、次の手続きで当選者を確定する。

(1)最初に学生会員のうちで得票数の上位から5名を選ぶ。ある順位に同点の候補者が複数おり、その全員を当選させると5名を超える場合には、まずそれより上位の得票者を当選とする。次に最終的な5名の当選者の性別の偏りが可能なかぎり最小になるように、同点候補者の中からの当選者の性別の構成を決定する。この時点で各性別ごとの当選者が確定しない場合は、各性別毎の候補者の中での若年者から順番に当選とする。また、最後の1名の当選者の性別が男女どちらであっても性別の偏りが同じになる場合は、残っている候補者全体の中から最も若年の者を当選とする。なお学生会員で票を得た者が5名未満だった場合は、票を得た者全員を当選とした上で、正会員および学生会員の当選者で協議を行い、早急に何らかの方法で補欠選挙を行って不足人数を埋めなければならない。

(2)次に正会員のうちで得票数の上位から15名を選ぶ。ある順位に同点の候補者が複数おり、その全員を当選させると15名を超える場合には、まずそれより上位の得票者を当選とする。次に(1)で決定した学生会員からの当選者も含めて、最終的な20名の当選者の性別の偏りが可能なかぎり最小になるように、同点候補者の中からの当選者の性別の構成を決定する。この時点で、各性別ごとの当選者が確定しない場合は各性別毎の候補者の中での若年者から順番に当選とする。なお正会員で票を得た者が10名以上15名未満の場合は、その全員を当選とする。票を得た者が10名未満の場合、旧理事会は正会員について再選挙を早急に行わなければならない。

以上